

寺川委員から河川管理者への利水に関する質問と回答（寺川委員の要請により提出）

質 問

4.4 利水（5） 渇水への対応

全体に内容が良くわからないので、もっと解りやすく説明してほしい。特に下記の点。具体的に。

平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化

各利水者間の安定供給確保への努力（投資）が反映されていない。

安定供給努力に応じた取水制限。

利水者の意向を確保しつつ渇水調整方法の見直し。

目的 / 理由等

現時点における事実関係を正確に把握し、整備局の認識と考え方を検討する。

河川管理者からの回答（関連資料あり 参考資料 3-2 参照）

これまでに実施してきたダム等による水資源開発は、安定した水供給の確保を通じて、我が国の経済社会の発展や国民の生活水準の向上に一定の役割を果たしてきました。また、水資源開発の進捗により、かつてのような著しい水需給格差は減少してきています。

しかしながら、近年の小雨頻発等、降雨特性の変化により、ダム等の水供給の実力の低下も課題となっています。

また、水需要に対して水資源開発が追いつかず、将来のダム等の完成を前提とした暫定水利に依存している利水者がいる一方、水需要を上回る水資源開発を実施して十分な利水安全度を確保している利水者がいるなど、一つの水系の中でも、利水者ごとの利水安全度にはアンバランスが生じています。

水資源開発は、各利水者が投資（負担）して実施していますので、十分な利水安全度を確保している利水者は、多くの投資をしたということです。

しかし、現在の渇水調整は、実取水量を基本としていて、投資が反映されないようになっています。

すなわち、120の水資源開発を行い100の取水をしている利水者も、100の水資源開発を行い100の取水をしている利水者も、渇水時には同様に、例えば両者とも70の取水に制限されるようになっています。これを投資に応じた渇水調整とした場合には、前者は76に、後者は64に取水制限されることとなります。

現在、国土交通省河川局では、有識者による「水マネジメント懇談会」を設置して、渇水調整方法等について検討を行っているところです。

しかし、渇水調整は利水者間の調整によるものですから、渇水調整方法の見直しを提案する場合にも、当然ながら利水者の意向を確認しつつ実施する必要があります。現在は渇水時にのみ利水者間の調整が行われていますが、今後は上記のような提案も含め、平常時から調整を行っていきたいと考えています。